

○環境省告示第四十四号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十二条第一項及び第二十六条第一項の規定に基づき、汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域の指定を解除したので、同法第十二条第二項において準用する同法第十一条第三項及び同法第二十六条第二項において準用する同法第二十五条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和四年三月三十一日

環境大臣 山口 壯

一 汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域の指定を解除した年月日

令和四年三月三十一日

二 汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域の指定を解除した区域

東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径二十キロメートル圏内の区域（田村市の区域に

限る。）